

# 山口県報

平成26年  
4月1日  
(火曜日)

(号外-30)

## 目次

細川公衆  
細川公衆.....



### 監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり小島利夫の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成26年4月1日

山口県監査委員 神田 忠二郎  
同 河 原 繁 太

第1 監査の請求  
下関市伊崎町二丁目7番14-1001号 藤山ハイツ 小島利夫から次のとおり監査の請求があった。

#### 山口県知事に関する措置請求の要旨

政務調査費は、地方自治法及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年山口県条例第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき県議会議員が行う調査研究その他の活動経費の一部として交付されており、条例第6条第2項の規定により、基準に定める用途以外に使用してはならないこととされ、その判断の指針として費目別充当指針が定められている。

どのような経費に政務調査費を充当すべきかは、県議会議員自らが当該基準及び費目別充当指針に照らして適正に判断し、交付を受けた政務調査費の総額に残余がある場合は返還しなければならないが、2名の県議会議員の政務調査費収支報告書を確認したところ、次のとおり問題点があった。

#### 1 平成20年度及び平成21年度の会議費について

山口県議会議員（1名）が、県政報告会の参加者に弁当を配付したことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反するおそれがあり、その経費に平成20年度21,000円、平成21年度19,210円の政務調査費を充当していることは適当でない。

#### 2 平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について

山口県議会議員（1名）は、事務所費として、事務所管理費（平成20年度から平成22年度まで各120,000円）、水道料・ガス代（平成20年度36,417円、平成21年度29,604円、平成22年度24,670円）、電気代（平成20年度95,538円、平成21年度101,763円、平成22年度112,060円）、事務費として、電話料（平成20年度83,297円、平成21年度75,693円、平成22年度78,440円）、印刷機保守料（平成21年度から平成23年度まで各100,800円）に対し政務調査費を100%充当している。これらの経費については、後援会分、政党分及び政務調査費に分けて請求している事務所賃借料と同様に按分する必要があり政務調査費を100%充当することは適当でない。積算根拠が明確に示されていないので充当割合は2分の1とすべきである。

これら政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると認められ、当該議員に対し、不正受給した政務調査費の返還を請求するよう山口県知事に求める。

#### 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 25 山 監 査 第 177 号  
平成26年（2014年）4月1日

小 島 利 夫 様

山口県監査委員

#### 山口県職員措置請求について（通知）

平成26年1月24日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記の通り通知します。

#### 記

#### 1 請求の受理

請求については、平成26年1月30日に補正を求め、同年2月5日に補正され、所定

の法定要件を具備しているものと認め、請求を受理した。

なお、請求の補正に要した期間として、平成26年1月30日から同年2月5日までの7日間は、監査の期間から除算した。

## 2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員（以下「議員」という。）に対して交付される政務調査費に関するものであるため、議員のうちから選任された河村敏夫監査委員及び石丸典子監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかった。

## 3 監査の実施

### (1) 監査の対象者及びその内容

監査は、山口県議会事務局を対象に、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に係る収支報告書等関係資料の確認を行った。

### (2) 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求において、平成20年度及び平成21年度の会議費のうち、県政報告会の参加者に配付した弁当代に政務調査費を充当したとされる議員（以下「A議員」という。）及び平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について、事務所管理費、水道料・ガス代、電気代、電話料及び印刷機保守料（以下「事務所管理費等」という。）に政務調査費を充当したとされる議員（以下「B議員」という。）の両議員に關係人調査を実施した。

### (3) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人より辞退の申出があったためこれを行わなかった。

### (4) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項及び請求人が提出した事実を証する書面に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

#### ア 平成20年度及び平成21年度の会議費について

A議員が、県政報告会の参加者に弁当を配付したことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反するおそれがあり、その経費に政務調査費を充当することは適当でないという主張

#### イ 平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について

B議員は、事務所管理費等に対し政務調査費を100%充当しているが、事務所賃借料と同様に按分する必要があり、積算根拠が明確でないので充当割合は2分の1とすべきであるという主張

#### ウ 監査請求事項について

ア及びイの政務調査費の不正な受給に対し管理を怠る事実は、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると認められ、A議員及びB議員に対し、不正受給した政務調査費の返還を請求するよう山口県知事に求めるという主張

### (5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

ア A議員が、平成20年度及び平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、会議費として支出された弁当代

イ B議員が、交付を受けた政務調査費による支出のうち、平成20年度から平成22年度までに事務所費として支出された事務所管理費、水道料・ガス代、電気代及び事務費として支出された電話料並びに平成21年度から平成23年度までの事務所費として支出された印刷機保守料

## 4 監査の結果

### (1) 政務調査費の使途基準について

県は、平成13年度から平成24年度まで、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年山口県条例第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、議員に対して政務調査費を交付していた。平成25年度からは政務活動費として交付されている。

また条例第6条第1項において、政務調査費の使途の基準は議長が定めるとされており、政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（平成25年山口県議会規程第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号。以下「規程」という。）第3条において使途の基準が各費目ごとに示されている。

さらに平成25年3月1日改正前の政務調査費の使途基準の運用方針（平成18年4月1日制定。以下「運用方針」という。）がその使途の基準の取扱指針として定められ、運用方針の第4において経費を按分して政務調査費を充当することが必要となる場合及びその方法が示され、第5において、使途基準の取扱いには議員自らが充当の適否を判断すべき事項だが均衡を図る必要があり、その判断の指針として別表で費目別充当指針（以下「充当指針」という。）を定めるとしており、充当指針には按分方法の例が示されている。

山口県議会は政務調査費の適切な執行を確保するため、上記の条例等や関係事例、解釈等をとりまとめた政務調査費マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定している。

本件の監査に当たっては、政務調査費の用途の基準の取扱い及び経費の按分に  
ついて監査することとした。

(2) A議員が支出した平成20年度及び平成21年度の会議費について

ア 会議費の使途基準について

規程第3条第3号によれば、会議費は議員が行う県民の県政に関する要望又は  
意見を聴取するための会議に要する経費とされている。

運用方針によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提と  
した上で、議員が行う調査研究活動に要した費用に充当（実費弁償）することが  
原則であるとされている。

充当指針は、平成20年度以降、平成25年3月まで数次、改訂されているが、本  
件会議費が支出された平成20年度及び平成21年度においては、会議費の中で食糧  
費の支出が認められ、具体例として会議の昼食代、茶菓代が挙げられており、会  
議の昼食代の限度額を1人当たり2千円としているとの執行部の取扱いや、議会  
活動等の報告や住民からの要望等の聴取をするために開催した会合のジュース、  
菓子、弁当の代金などは使途基準に該当するとする判例が示されている。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書により、会議費として、平成20年度は  
「地域観光資源の開発を考える会」が2回開催され、会議弁当代として合計  
21,000円が、平成21年度は同会議が2回開催され、会議弁当代として合計19,210  
円が支出されている。

また、弁当代の単価は、平成20年度は500円、平成21年度は、1回目が500円、  
2回目が614円となっている。

関係人調査によると、「地域観光資源の開発を考える会」は、山口県東部の観  
光振興に対する調査研究を目的として設立した会議であって、当会議で地域の観  
光資源である古鞍場蓮華山（城）、鞍掛山（城）等に関して住民から要望及び意  
見を聴取したとの回答であった。

ウ 判断及び結論

請求人は、県政報告会で参加者に弁当を配付したことは、公職選挙法に違反す  
るおそれがありその経費に政務調査費を充当することは適当でない旨主張する。  
弁当を配付した会議は、山口県東部の観光振興に対する調査研究を目的とし  
て、地域資源に関して住民から要望及び意見を聴取するために開催された会議と  
されており、規程第3条第3号にいう会議に該当するといえる。

こうした会議における弁当代の支出については、充当指針において、会議費の  
中で食糧費の支出が認められ、判例による該当事例として弁当の代金が示されて

いること、また本件弁当代の単価は一般の会議で通常提供される500円から600円  
程度であって、執行部における昼食代の限度額（1人当たり2千円）の取扱いか  
らみても、A議員が使途基準に適合するとして政務調査費からこれを支出したこ  
とが、違法又は不当であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) B議員が支出した平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について

ア 事務所費の使途基準等について

規程第3条第6号の規定によれば、事務所費は、議員が行う調査研究のために  
必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費とされている。

また、当時の充当指針によれば、充当が可能かどうかは、事務所が調査研究活  
動に使用されているかどうかで判断することとなり、後援会事務所等と併設して  
いる場合は契約を分離することが望ましいが、分離が困難なときは、使用領域の  
面積割合や活動実績割合等の合理的な比率で按分することとされ、按分割合が明  
確でない場合は2分の1を超えない範囲で事務所費に充当することとされてい  
る。

イ 事務所費の使途基準等について

規程第3条第7号の規定によれば、事務所費は、備品購入費、通信費、その他の  
議員が行う調査研究に伴う事務に要する経費とされている。

また、当時の充当指針によれば、充当が可能経費として、印刷機などの事務  
機器については、備品購入費又は賃借料若しくはその他の経費であるとし、調査  
研究活動に対する有用性が高く一般的に直接必要と認められるものが対象とな  
り、電話料などの通信費については、事務所に設置された固定電話に係る経費が  
対象となるとされている。

ただし、後援会事務所等と併設している事務所に設置されたものについては、  
合理的な割合で按分することとされ、按分割合が明確でない場合は2分の1を超  
えない範囲で事務所費に充当することとされている。

ウ 確認された事実

(ア) 事務所の使用状況について

関係人調査によると、事務所は調査研究活動、後援会活動及び政党支部活動  
に使用され、調査研究活動以外の使用比率は、後援会活動で年間のうち15～20  
回以下で使用率10%未満であり、政党支部活動では、月に5～10回の電話への  
応対、月1～2回の政党機関誌の発送作業をする程度で、後援会活動と政党支  
部活動を含わせて年間使用比率は10%未満であると回答している。

(イ) 事務所費及び事務費の取扱いについて

事務所賃借料（以下「賃借料」という。）については<sup>(7)</sup>の事務所の年間使用比率を基に按分したとしており、関係人調査等により確認した充当状況は次表のとおり、政務調査費を充当した割合は各年度いずれも賃借料合計額の9割を超えない範囲となっている。

賃借料 合計額 (円/年額)	政務調査費		他の活動		
	金額 (円/年額)	按分割合 (%)	金額 (円/年額)	按分割合 (%)	
平成20年度	840,000	720,000	85.7	120,000	14.3
平成21年度	900,000	720,000	80.0	180,000	20.0
平成22年度	960,000	720,000	75.0	240,000	25.0
平成23年度	960,000	720,000	75.0	240,000	25.0

請求人が賃借料と同様に按分する必要があると主張している事務所費（賃借料を除く。）及び事務所費についても、B議員は賃借料と同様に年間使用比率を基に按分したとしている。関係人調査等により確認した充当状況は次表のとおり、政務調査費を充当した割合は各年度いずれも事務所費（賃借料を除く。）及び事務所費の合計額の9割を超えない範囲となっている。

	事務所費（賃借料以外）		事務所費			
	合計 (円/年額)	政務調査費分 (円/年額)	合計 (円/年額)	政務調査費分 (円/年額)		
平成20年度	943,463	380,017	40.3	509,142	279,020	54.8
平成21年度	941,135	384,472	40.9	552,742	307,831	55.7
平成22年度	885,233	391,531	44.2	644,154	313,756	48.7
平成23年度				502,212	294,676	58.7

賃借料と比べて事務所費（賃借料を除く。）及び事務所費への政務調査費の充当割合が相当低くなっているが、関係人調査で、政務調査費には上限があり、その範囲内で、はじめに人件費や賃借料に政務調査費を優先して充当したため、結果として事務所費（賃借料を除く。）及び事務所費への充当割合が低くなったと回答している。

なお、山口県議会事務局への監査において確認したところ、当時のマニュアルは費目ごとの経費を按分して支出した場合は、収支報告書においてその旨を記載し、按分に係る全ての領収書を添付する取扱いとはされていないことから、収支報告書及びそれに添付された領収書だけでは充当の状況を把握することができない。このため関係人調査により充当分以外の費目ごとの領収書の

提出を求め、その充当状況を確認したところである。

平成24年5月改定後の現在のマニュアルにおいては、政務調査（活動）費の按分が行われた場合は収支報告書に添付する領収書に按分した旨を記載するよう求めている。

工 判断及び結論

請求人は、事務所費として支出された事務所管理費、水道料・ガス代及び電気代並びに事務所費として支出された電話料及び印刷機保守料に対し政務調査費を100%充当しているが、賃借料と同様に按分する必要があり適当でない。積算根拠が明確でないので充当割合を2分の1とすべきであると主張する。

確認された事実によれば、請求人が主張する事務所費（賃借料を除く。）及び事務所費への政務調査費の支出は、政務調査活動以外の活動実績の範囲内でおよそ40%から60%を充当しており、政務調査の活動実績を超えて政務調査費が充当されているとは認められないことから、その支出が違法又は不当とすることはできない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。